

事務局説明資料

令和5年10月2日

総務省 サイバーセキュリティ統括官室

① 認定制度の在り方関係

- 電子署名とeシールは（いずれも送信元のなりすましやデータの改ざん等を防止する仕組みである点で）似通った技術であるため、両者で統一感を持って制度設計すべき
- 企業規模や各ビジネスとデジタル技術との親和性は多様であるため、それぞれの実態に合わせた形で、eシールを活用できるような制度を設計する必要がある 等

② eシールのレベル分け関係

- “レベル1”や“レベル2”がeシール活用のボリュームゾーンであり、認定制度創設の議論に当たっては、これらのeシールの活用を抑制しないような配慮が必要
- レベル1について、単にeシールの定義に合致するだけでなく、技術の枠組みだけでも決めるべき
- 大企業だけでなく、中小企業も使用できるようにランニングコストに配慮すべき 等

③ 電子証明書の発行に関する事項関係

- プレフィックスについては、「eシールに係る指針」に記載のある民間コードの利用も包摂できるとよい
- 共通OIDについては、受取側がサービスの種別を機械判別できることが必要である
- リモートeシールの鍵認可について、「eシールに係る指針」において複数要素認証は不要と整理したが、適切な権限を有する者が鍵認可を行うことを担保するため、再検討の余地がある 等

④ リモートeシール関係

- デジタル庁のリモート署名や厚生労働省の電子処方箋にかかるリモート署名に関する検討など、政府全体として統一した検討が必要
- リモートeシールサービス提供事業者がeシール生成権限者の秘密鍵を預かることを前提に、当該事業者が当該生成権限者の身元確認を確実に行うための手段について検討すべき 等

⑤ 国際相互承認を始めとした長期的なトラストサービスの在り方関係

- EUはGAIA-XやeIDAS規則などを戦略的に進めており、米国も戦略的に制度を作ってきているので、我が国も欧米に追いつくための道筋を戦略的に議論していくべき
- 国際相互承認は将来像としているが、国際相互承認に向けたトラストサービス全体の動きを早い時期にマッピングして示していただきたい
- 電子署名法のように真正な文書であることの推定効の仕組みを設けることを検討いただきたい 等

⑥ その他の論点

- **eシールの定義・名称関係**：“シール”は暗号や封をするというイメージであるため、利用者がよりイメージしやすい名称とすべき
- **電子証明書の発行対象となる組織等の範囲**：電子証明書の発行対象として、電子データを生成する機器も対象と含めるかも議論する必要がある 等

- ✓ 「eシールに係る検討会」では、総務大臣による認定制度の創設に向けた議論に加え、デジタル庁において将来的なトラストサービスの在り方を検討する際の議論に資するよう、eシールを推進していく上での長期的な課題を整理し、デジタル庁に対して情報提供を行うこととしたい。

前回会合を踏まえた本検討会における議論のスコープ（案）

① eシールの認定制度に係る議論

- 認定制度の在り方
- eシールのレベル分けの考え方
- 電子証明書の発行に関する事項
- その他の論点

② eシールを含むトラストサービスを一体的に推進する上での長期的な課題の整理

- EU及び米国との法制度や技術基準等の比較・整理
- 国際間でのデータ流通におけるeシール活用のユースケースの整理 等

今年度末における成果のイメージ

認定制度の創設に向けた 枠組みの決定

- 認定制度に係る告示の制定
- 「eシールに係る指針」の改定

トラストサービス全体の枠組みの検討 に資する材料をデジタル庁へ提供

1. eシールの定義

- 「eシールに係る指針」における定義からの変更の要否 等

2. eシールのレベル分け

- eシールのレベル分けと認定制度との関係の整理 等

3. 電子証明書の発行対象となる組織等の範囲

- 法人以外に対象に含める組織等の範囲 等

4. 電子証明書の発行に関する事項

- 発行元の組織等を一意に特定可能な識別子、OID 等

5. リモートeシールの位置付け

- 利用者の秘密鍵を管理するRSSPの認定制度における位置付け 等

6. 認定制度の在り方

- タイムスタンプの告示等を参考に必要事項を検討

次ページ以降に掲載

小田嶋構成員より
ヒアリング

次回以降

「eシールの定義」に関する論点

- ① 「eシール」とは、「措置」か「データ」のいずれであるか
 - （事務局案）国内法令である電子署名法を参照し、「措置」とすることが適当か
- ② レベル1のeシールにも何かしらの技術基準を課すように、「eシール」の定義上で一定の技術的要件を設定すべきか（※「eシールのレベル分け」に関する論点と共通）
 - （事務局案）eシールの定義の中で、一定の技術基準を満たすこと等を規定することが適当か。その場合、（技術基準についての要件を定めない電子署名も許容している）電子署名法よりも厳しい基準となるが妥当であるか。
- ③ 「eシール」に適切な和名を付すべきか
 - （事務局案）2021年当時の案として、「トラストサービス推進フォーラム」が取りまとめた和名候補（次のスライドに一覧で掲載）を参考に、本検討会の委員の意見を踏まえて選出することが適当か。

<eシールに係る認証業務の定義案>

- 第●条 この規程において「eシール」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
- 一 当該情報が当該措置を行った組織等の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
 - 三 総務大臣が別に定める基準に適合するものであること。

(参考) eシールの和名候補一覧

✓ 2021年当時の案として、「トラストサービス推進フォーラム」が取りまとめたeシールに関する和名候補の一覧は、以下のとおり。(※) 商標登録がなされているものや一般的な用語でないもの等は灰色マーカー。

	日本語案	読み方	備考		日本語案	読み方	備考	
1	eシール	いーしーる	「eシール プラス」で商標登録あり	18	電子署判	でんししょはん	一般的な用語でない(国語辞典に掲載がない)	
2	組織保証	そしきほしょう		19	電子標	でんししるべ	「標」は手引き等を意味するため、eシールとは意味合いが異なるか	
3	電子印	でんしいん	「電子印鑑」で商標登録あり	20	電子組織章	でんしそしきしょう	一般的な用語でない(国語辞典に掲載がない)	
4	電子印章	でんしいんしょう			21	電子組織標示	でんしそしきひょうじ	
5	電子印判	でんしいんはん			22	電子組織紋	でんしそしきもん	一般的な用語でない(国語辞典に掲載がない)
6	電子押印	でんしおういん			23	電子表章	でんしひょうしょう	
7	電子角印	でんしかくいん	商標登録あり	24	電子標章	でんしひょうしょう		
8	電子化書証	でんしかしよしょう	民事訴訟法における「書証」と同等の電磁的記録と混同するおそれがある	25	電子表徴	でんしひょうちょう	「表徴」は外部に現れた印等を意味し、eシールとは意味合いが異なるか	
9	電子徽章	でんしきしょう	「徽章」は身分・職務等を表すために用いられ、eシールとは意味合いが異なるか	26	電子標付	でんししるしつけ		
10	電子刻印	でんしこくいん		27	電子標名	でんしひょうめい	一般的な用語でない(国語辞典に掲載がない)	
11	電子シール	でんししーる	和名でないため不適當	28	電子封印	でんしふういん		
12	電子社印	でんししやいん		29	電子封かん	でんしふうかん	「封かん」は封を閉じること等を意味し、eシールとは意味合いが異なるか	
13	電子証左	でんししょうさ	「証左」は証拠を意味するため、eシールとは意味合いが異なるか	30	電子封泥	でんしふうでい	「封泥」は封印するとき用いられた粘土等を意味し、eシールとは意味合いが異なるか	
14	電子証跡	でんししょうせき	「証跡」は「証拠となる痕跡」を意味するため、eシールとは意味合いが異なるか	31	電子銘記	でんしめいき	「銘記」は人の心に刻むこと等を意味し、eシールとは意味合いが異なるか	
15	電子象徴	でんししょうちょう	「象徴」は、抽象的な概念をより具体的な物事や形によって表現すること等を意味し、eシールとは意味合いが異なるか	32	電子紋章	でんしもんしょう		
16	電子書証	でんししよしょう	民事訴訟法における「書証」と同等の電磁的記録と混同するおそれがある	33	電子録印	でんしろくいん	造語:録音、録画と同様に印をしるす(録)ことより。	
17	電子署属	でんししよぞく	一般的な用語でない(国語辞典に掲載がない)					

「eシールのレベル分け」に関する論点

- ① レベル1のeシールにも何かしらの技術基準を課すように、「eシール」の定義上で一定の技術的要件を設定すべきか（※「eシールの定義」に関する論点と共通）
- （事務局案） eシールの定義の中で、一定の技術基準を満たすこと等を規定することが適当か。また、そのような整理とした場合、従来のレベル1とレベル2の差異がなくなるため、3段階のレベル分けではなく、2段階のレベル分けとすることが考えられるかどうか。

＜eシールに係る認証業務のレベル分け案＞

レベル	認証業務名	定義
1	認証業務	自らが行うeシール（注）についてその業務を利用する組織等（以下「利用組織等」という。）その他の組織等の求めに応じ、当該利用組織等がeシールを行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用組織等に係るものであることを証明する業務（注）「eシール」の定義上で一定の技術的要件を課している。
2	認定認証業務	認証業務のうち、総務大臣の認定を受けた認証業務

「電子証明書の発行対象となる組織等の範囲」に関する論点

- ① 電子データを生成する機器等も対象と含めるか
- （事務局案） 機器については、実在性確認が困難であること等を踏まえて、任意の拡張領域に記載できることとした「eシールに係る指針」の見解を維持することが適当か